

特定医療費（指定難病）制度の概要について（指定医療機関向け）

1 公費負担者番号について

特定医療費（指定難病）（54公費）に係る群馬県の公費負担者番号は以下のとおりです。

原則：54106018

生活保護受給者：54106026

2 自己負担額について

○自己負担の割合 **2割** ※後期高齢 1割

○自己負担限度額（月額）・・・受給者証の「自己負担限度額（月額）」欄をご確認ください。

・**外来・入院の区別なし**

・受診した複数の医療機関等（薬局、訪問看護含む）の自己負担を**すべて合算**した上で自己負担限度額を適用 → **自己負担上限額管理票**への記載をお願いします。

・薬局及び訪問看護事業所が公費請求する場合、処方箋や訪問看護指示書の発行元医療機関も指定医療機関である必要があります。

 上限額管理票について

・受給者の方には、受給者証交付時に自己負担上限額管理票をお渡ししています。

・受診した病院・薬局等において自己負担額を記入し、情報の共有をお願いします。

・生活保護受給者の場合、自己負担額が0円となりますが、公費の請求先を明確にするため医療費総額（10割分）欄については記載してください。（入院時の食事療養費、生活療養費を除く）

・福祉医療の対象者の場合、特定医療費の自己負担額は福祉医療の対象となり、患者負担はありませんが、公費の請求先を明確にするため必ず記載してください。
 ※ 自己負担上限額管理票には福祉医療を適用する前の状態（特定医療費のみ適用した状態）を記入します。

・詳しい記載方法等については、群馬県のホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/02/d2900340.html>）に掲載した「特定医療費に係る自己負担上限額管理票等の記載方法について（指定医療機関用）」を参照してください。

○入院時の標準的な食事療養に係る負担 **全額自己負担**（生活保護を除く）

3 受給者証について

○受給者証は原則、健康保険の適用区分欄を記入後に発行しますが、保険者からの連絡の遅れ等により、空欄のまま発行している場合があります。その場合は、高額療養費の算定基準額は以下のとおり適用してください。なお、限度額適用認定証等をお持ちの方は、そちらに記載されている所得区分を優先して適用してください。

・70歳未満：「ウ」80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%

・70歳以上（保険上の窓口負担3割）：「IV」252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%

・70歳以上（保険上の窓口負担1・2割）：「III」入院医療費57,600円、外来療養18,000円

○健康保険の適用区分が判明し次第、受給者証の差し替えを行います。

4 その他

- 対象疾患及び臨床調査個人票の様式は、**厚生労働省のホームページ** (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000085261.html>) に掲載されています。
- 指定された名称、所在地等に変更がある場合や、医療機関の業務を休止した場合等は届出をしてください。届出様式は群馬県のホームページに掲載しています。
- 貴機関も指定医療機関となりましたので、その旨を群馬県のホームページに公表させていただきます。
(群馬県ホームページ：http://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00005865.html)